

延長加算の算定要件について

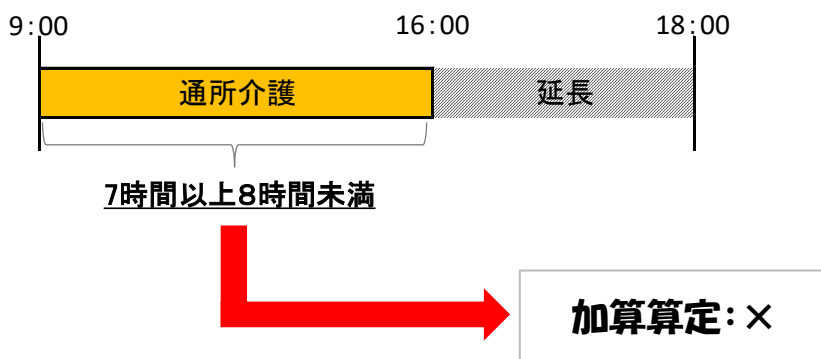
延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合について算定されるもの。



サービス提供時間の設定が8時間未満の事業所は、この算定要件を満たさない。

①算定できない例

サービス提供時間が9時～16時の通所介護の提供後に、2時間の延長サービスを行う場合



②算定できる例

サービス提供時間が9時～17時の通所介護の提供後に、2時間の延長サービスを行う場合

